

「(仮称) 松本市役所保健所庁舎整備基本計画」とは？



意見募集期間：

令和7年4月28日から令和7年5月27日

Q どんな内容なの？

松本市役所の新庁舎建設に関連し、南松本に第2段階の保健所（現在は長野県松本合同庁舎を借用した暫定的施設）と、住民異動等の窓口行政サービス機能を併設した「(仮称) 松本市役所保健所庁舎」を建設します。

本計画は、(仮称) 松本市役所保健所庁舎を整備する上で、設計の要件となる機能、敷地条件、面積、事業スキーム等の規模などの必要事項を定めるものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

【保健所の設置について】

現在の松本市保健所は、長野県松本合同庁舎の一部を借用している暫定的な施設です。借用は、新庁舎の建設に合わせて松本市が独自に第2段階の保健所を整備することを前提としています。

周辺に集積する福祉施設と、保健・医療・福祉・子育て等に関する面的な連携を図ることで、全世代に切れ目のない、きめ細やかな健康施策を企画・実践し、市民の皆さまの健康を「つくる」そして「守る」ための総合拠点となる保健所を設置します。

【窓口機能の設置について】

人口重心に近く、支所や出張所機能のない南松本には、以前から窓口機能の設置について要望がありました。

「市民に身近な市役所づくり」の観点から、第2段階の保健所整備に合わせ、住民異動等に対応できる窓口機能を設置し、行政サービスをより身近な場所で提供できる環境を整えます。

※ (仮称) 保健所庁舎へ住民異動等に対応できる窓口を先行移行することで、新庁舎の建替期間中においても継続的に行政サービスを提供します。

ご意見
お待ちしております！

